

令和8年度おかやまぐらし相談センター
運営業務委託

仕様書(案)

令和8年4月
岡山市市民協働企画総務課

1 業務委託名 令和8年度おかやまぐらし相談センター運営業務委託

2 事業目的

岡山市においては、近年、東京圏(※1)や大阪圏(※2)への人口流出が進んでいる。そうした中、岡山市や国のアンケート調査結果から、移住希望者のニーズとして、「仕事探し・就職情報の提供」が高いことがわかった。

そこで、移住希望者にきめ細やかな就職支援に対応するため、令和3年6月に、移住希望者と求人企業等とのマッチングが図れる「おかやまぐらし相談センター」(以下、「センター」という。)を東京(以下「東京オフィス」という。)と大阪(以下「大阪オフィス」という。)に設置した。

東京オフィスは、東京一極集中からの脱却を念頭に、岡山の知名度向上のための情報発信を意識するとともに、全国の情報が集まる環境を活かした移住関連情報の収集を行う拠点として事業を実施し、大阪オフィスは、岡山まで2時間圏内という立地を生かし、大阪圏と岡山との二地域居住など、多様な生活スタイルも視野に入れた事業を実施する。

また、就職支援については、いずれのオフィスにおいても、テレワーク等の働き方についても視野に入れて行い、情報収集、情報発信を実施する。

なお、岡山市は移住定住促進事業を岡山連携中枢都市圏の圏域内の移住・定住の促進支援協約を結んでいる市町とともにやってきた経緯があり、おかやまぐらし相談センター運営業務(以下「本業務」という。)はそれら市町のうち、4市町及び岡山市(※3)(以下、「連携市町」という。)と合同で事業を行うものとし、移住希望者と連携市町内の求人企業等とのマッチングを図り、連携市町への移住の促進を図ることを目的とする。

※1 東京圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県をいう。

※2 大阪圏とは、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県をいう。

※3 岡山市、津山市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市をいう。ただし、契約締結時には、参加市町については増減する可能性があるため、参加市町に増減があっても対応できる提案とすること。

3 支援対象

移住希望者のうち、連携市町に移住を希望する岡山県外在住の社会人及び学生(以下、「移住希望者」という。)

4 センターに登録する求人企業等

以下の(1)(2)(3)をすべて満たしている企業等の求人を登録できるものとする。なお、センターに求人登録を行った企業等を以下、「求人登録企業等」という。

(1)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(3)連携市町のいずれかに本社または支社、事業所があり、将来にわたって連携市町のいずれかで従事する求人を行っている又は行う予定であるもの。

5 事業概要

- (1) 移住希望者の移住相談を受けたり、求人登録企業等とのマッチングを図ったりするセンターを東京都心内及び大阪市内に設置する。
- (2) 岡山県や近隣県出身学生数の多い大学、短期大学、専門学校(以下「大学等」という。)への求人登録企業等の情報提供、東京圏及び大阪圏においてセンター独自の移住関連イベントの開催などを実施し、連携市町への移住を促進する。

6 事業詳細

(1) センターの設置

① 開設期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

(なお、開設とは、電話、メール、オンライン、対面により相談が受けられる体制が整っている状態を指す。)

② 開所日・時間

火曜日から土曜日の10時00分から18時00分を開所する。

※ただし、国民の祝日及び年末年始(原則12月29日から1月3日までとするが、岡山市役所の閉庁日に準ずる。)を除く。開所時間については、相談の予約状況により、柔軟に対応するものとする。

なお、開所時間中はセンター内に人員が1名以上常駐している必要があるが、設置場所が提案者の占有するビル等のスペースの一部である場合、来訪者等に対してすぐに対応が可能な体制を整えられるのであれば、常駐している時間が開所時間の概ね1/2程度以上であれば可とする。

③ 設置場所

ア 東京オフィス

相談希望者が利用しやすい東京都心の利便性の高い場所(公共交通機関の最寄り駅から徒歩圏内)で、かつ通行人の目につきやすい場所を提案すること。最寄り駅はJR有楽町駅、JR新橋駅であることが望ましい。

イ 大阪オフィス

相談希望者が利用しやすい大阪市内の利便性の高い場所(例えばJR大阪駅や阪急梅田駅から徒歩圏内)で、かつ通行人の目につきやすい場所を提案すること。

センター設置にあたっては、第三者と賃貸借契約等を締結するか、提案者が占有するビル等のスペースを活用するかは問わない。また、提案者が設置する既存の施設等が本業務の遂行の妨げにならない限りにおいて、本業務と共有してもよいものとする。

いずれにおいても、相談者への対応業務とは直接的に関係しないバックオフィス業務(労務管理、業務管理、企画業務等)については、本業務の遂行の妨げにならない限りにおいて、センター内になくてもよいものとする。

合わせて、センターの場所を周知する方法を提案すること。

④ 業務従事者

「7 業務の目標」を考慮の上、以下の人員は基本としたうえで、提案による業務実施にあたり必要な人員を配置し、センターの運営等を行う。

ア 業務責任者(1名専従)

業務や人員を管理する統括責任者で、岡山市の監督員に対して連絡、相談、報告、提案を行うなど、業務全体の管理をする者。

イ キャリアカウンセラー

センターの利用者に対して対面にてキャリアカウンセリングを行うとともに、求人登録企業等の求人情報等を提供し、職業紹介を行う者。

キャリアカウンセラーは、キャリア・コンサルティング技能士、産業カウンセラーその他これに準ずる資格の有資格者又は人事・労務担当者として人事採用を行った実務経験等を3年以上有する者のいずれかであること。

ウ 企業開拓員

「4 センターに登録する求人企業等」を考慮の上、企業等を開拓する者。

エ コーディネーター

関係機関や大学等訪問等による連携(情報交換、イベントの企画・提案、準備、手配及び当日運営等)を行う者。

上記については、それぞれの業務の遂行の妨げにならない限りにおいて、兼務することができるものとする。

⑤センターに設けるブース等

事業を効果的に実施するため、センターには以下のブースやスペースを設けるものとする。

ア 相談ブース(利用者の個人情報が守られるよう特段の配慮をすること。また、必要に応じて流行している感染症への対策を講じること。)

イ 情報提供コーナー(求人登録企業等や連携市町等への移住のための暮らしに関する情報を提供すること。また、パソコンやWi-Fi設備を設置し、企業ホームページなどを閲覧できる環境とすること。)

⑥ブースの設置や備品の調達、光熱水費などの負担

備品の調達、設置及び撤去のほか、光熱水費及び電話料金等の事業に係る経費は、一切受託者の負担とする。また、電話は東京、大阪それぞれに専用のフリーダイヤルを設置する。

(2)センターの取組み

①就職相談

ア 利用者の受付

センターの利用を希望する移住希望者の応対や利用案内を行う。利用受付は電話、メール及びWebページ等からの申込も可能とすること。

イ 個別キャリアカウンセリング

求人登録企業等への就職を希望する移住希望者に対して、個別キャリアカウンセリング(自己理解支援、就職意識の向上、雇用労働市場の情報提供、履歴書・エントリーシートの作成指導等)を行うとともに、開拓した求人登録企業等の求人情報を提供し、職業紹介を行い双方のマッチングを支援する。また、必要に応じて、企業と応募条件等の交渉を行ったり、企業見学や面

接に同行したりするなど、様々なアプローチで就業機会の拡大を図ること。マッチング不成立の場合でも、次のマッチングに向けて支援を続けること。

また、求人登録企業等での就職に向けて個別支援を行うことになった移住希望者については、内容を記録し、支援内容を「6(7)①」に基づいて定期報告すること。

なお、東京圏・大阪圏以外に居住しているなど、センターへの訪問が難しい移住希望者に対しても電話、メール、オンライン等の手段を用いて積極的に支援をすること。

ウ その他利用促進に向けた取り組み

受託者が把握している求職者に向けてセンターを周知するなど、受託者の強みを生かしたセンターの利用促進に向けた取り組みを公募時の提案により実施すること。

②求人企業等開拓

ア 「4 センターに登録する求人企業等」を考慮の上、連携市町の求人企業等を業種・職種等問わず幅広く開拓し、求人情報を収集し、センターに求人の登録をする。

イ 移住支援金対象となる可能性のある求人企業等に対して、移住支援金対象企業に登録することを促し、対象企業として登録する方法を伝えること。

ウ 岡山市、津山市の企業面接を受ける際の交通費助成制度など、各種補助制度について、求人登録企業等に周知していくこと。

エ 求人登録企業等に対しては、登録後も密に連絡を取るなどし、ニーズ把握に努めること。

オ 既に受託者と取引がある企業等へのアプローチなど、受託者の強みを生かした企業開拓を公募時の提案により実施すること。

③情報提供コーナーにおける情報発信等

企業開拓で得た企業情報や連携市町が提供する関連情報、支援制度については、センター利用者への職業紹介に活用するほか、イベントなどを通じて情報提供をしたり、センター内に設置した情報提供コーナーに掲示等を行ったりするなどして定期的に情報発信する。なお、情報発信に当たっては以下のことに注意すること。

ア 岡山市のみならず、岡山市以外の連携市町の情報発信も積極的に行うこと。

イ 利用者の関心を惹きやすい企業等をピックアップして掲示する等、利用者が情報に触れやすい工夫をすること。

ウ 企業情報だけでなく、連携市町での暮らしをイメージできるよう、生活に関する情報も併せて提供すること。

エ 連携市町が保有する各種広報用コンテンツも活用すること。

④イベントの開催

連携市町への移住やセンターの利用を促進するイベントの実施について提案すること。なお、開催にあたっては以下のことに注意すること。

ア 来場しやすい会場を確保すること。なお、オンラインでの開催も可とする。

イ 求人登録企業等が参加する場合は、特定の地域や業種に偏ることなく、幅

広い企業等を対象とすること。

ウ イベントの開催に必要となる会場料や備品等の経費については受託者の負担とする。

⑤大学等との連携

センターに岡山県外在住学生を誘導するとともに、事業に理解を示す大学等を訪問し、学生のUIJターン就職に関する連携を図る。

センターで行う就職支援活動やイベント、求人登録企業等の求人、支援制度等を定期的にキャリア支援センター等へ提供し、学生へ当該情報を周知などし、センターへ学生を誘導すること。

また、本業務における訪問とは、大学等のキャリア支援センター等を受託事業者のスタッフが直接訪問し、大学等側の担当者と面談のうえ、大学等の要望をヒアリングしたり、連携内容を提案したりすることを指す。大学等との連携内容、訪問内容は具体的に「6(7)①」に基づいて定期報告すること。

また、大学等のキャリア支援センター等経由ではなく、学生に直接アプローチできる方法を提案し、実施すること。その進捗状況は「6(7)①」に基づいて定期報告すること。

⑥他事業との連携

ア 連携市町の移住相談事業

「6(2)①」の就職相談の過程において就職以外の移住全般に関する相談があった場合、また「6(2)③」の情報コーナーに設置された生活に関する情報に質問があった場合には、可能な範囲において相談に乗るとともに、必要に応じて、連携市町の移住担当職員にオンラインや電話で繋ぐこと。

イ 連携市町が主催または参加する移住相談会

連携市町のいづれかが主催または参加する移住相談会に岡山市の要請に応じて参加すること。

ウ ふるさと回帰支援センター及びふるさと回帰支援センター・大阪等との連携

ふるさと回帰支援センター及びふるさと回帰支援センター・大阪等と情報交換をする等連携を図ること。その際、個人情報が漏洩することのないように注意すること。

エ その他移住関連イベントへの出展等

岡山県や民間事業者等が実施する移住関連イベントへの出展、雑誌や移住関連サイトへの記事掲載、メディアへのPR等、センターを周知する取り組みを公募時の提案により実施すること。

(3) 広報

①ホームページ

移住希望者や岡山県外からの採用を希望する連携市町の求人企業等に対し、センター、イベント及び支援制度等の周知、またそれらの利用促進をするため、ホームページを随時更新、管理する。前年度受託者が作成したホームページを引き継ぎ、より良いページになるよう工夫していくことを想定しているが、新規に作成することも可能とし、その場合は岡山市と協議の上作成する。ホームページ作成に当たっては、JIS規格(JIS X 8341-3:2016)等級AA以上の準拠を目指し、適宜規格準拠の確認を行い、岡山市に報告することを遵守すること。

と。

②その他の情報発信

センターの利用促進、センターが企画するイベントへの集客、連携市町が参加するイベントへの集客、連携市町の移住関連情報、求人情報等の情報発信について、質および見込める効果が高まる方策や発信体制を公募時の提案により実施すること。

(4) 独自提案

本業務をより効果的にするための独自の取り組みを、公募時に提案した内容に基づき実施すること。(本仕様に定めのない取り組みを1つ以上提案すること。)

(5) 事業参加者に対するアンケート調査

①アンケート作成と実施

センターの利便性の向上やセンター主催イベントの充実を図るため、センター利用者及びセンター主催イベントの参加者に対して、アンケートを作成し実施する。アンケートの項目及び内容は事前に岡山市と協議のうえ決定する。

②アンケート結果の集計・分析

アンケート結果について、集計・分析を行う。なお、集計・分析項目については、岡山市と協議のうえ決定する。

(6) 事業計画書作成

委託契約締結後、速やかに業務ごとの実施スケジュールを含めた業務計画書を作成し、提出すること。

(7) 事業の進捗状況等報告

①定期報告

受託者は毎月5日を目途に前月分の実績報告書を作成し、岡山市へ報告すること。ただし、令和9年3月分については令和9年3月31日までに岡山市へ報告すること。

報告内容は以下を想定しており、登録企業件数、内定人数及び就職人数は、連携市町別に報告すること。その他の詳細及び様式については、別添の様式案を基本とし、変更については岡山市と協議のうえ決定する。

ア 月次報告書

登録者数、登録企業数、個別キャリアカウンセリング状況、内定状況、就職決定状況、大学訪問状況、イベント実施状況、HPのアクセス数、業務の進捗状況、翌月以降の予定、運営上生じた課題、その後の運営にかかる提案など、業務の実施状況がわかるもの

イ 登録者別キャリアカウンセリング内容及びマッチング結果

ウ 大学別訪問内容

エ 企業別開拓内容

オ 広報活動内容

②随時報告

相談者の移住希望先が特定の連携市町だった場合は、就職支援以外の移住関連支援を速やかに行うため、必要に応じて相談者氏名、連絡先、相談内容等を隨時当該連携市町に報告すること。

③その他事項の報告

岡山市は必要に応じて事業の実施状況について、受託者に報告を求めることができる。

(8) 業務完了通知書および実施報告書の作成

四半期毎の業務完了後、速やかに、業務完了通知書を作成し、岡山市に提出すること。ただし、第四期分については、年間を総括した実施報告書とあわせて令和9年3月31日までに提出すること。

「7 業務の目標」が達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。

なお、報告内容及びその書式については、岡山市と協議のうえ決定する。

(9) 次年度事業への引継ぎ等

登録者と求人登録企業等の情報に関しては、利便性を損なわないよう必要な措置を講じ「9(3)及び(4)」に配慮しつつ、令和9年度当該事業受託事業者に対して円滑な情報移管を実施すること。また、このことに備え、情報の収集にあたっては必要な措置を講じること。

なお、本事業が令和8年度をもって終了することとなった場合は、岡山市と協議のうえ、閉鎖に向けた適切な措置を講じること。

7 業務の目標

- (1) 就職決定人数 40人【参考:令和7年度 26人(令和7年12月31日時点)】
- (2) その他提案内容が目指す目標値(新規求人登録企業等の数(ただし前年度受託者から引き継いだ求人登録企業等の数は除く)、企業訪問数、大学等訪問数、HPのアクセス数、イベントへの参加回数、イベントへの参加者数等、センター利用者数、センター利用者の満足度等)を提案すること

8 事業実施における前提条件

- (1) 本業務の実施に当たっては、有料職業紹介事業者の登録事業者による実施を前提とするが、本業務により提供するサービスは、無料サービスであり、求人登録企業等やセンター利用者に金銭的負担をさせないこと。
- (2) 有料職業紹介事業者については、令和8年4月1日までに、センターにおいて全職種(港湾運送業務と建設業務を除く)の有料職業紹介を実施できる体制を整えること。
- (3) 本業務の前年度受託者より、登録者や求人登録企業等の情報などの情報を引き継いだうえで事業を実施すること。
- (4) 他の事業者への再委託が必要な場合は、再委託の範囲及び再委託先の事業者を明確にし、提案すること。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。なお、成果物は連携市町で共有するものとする。

(2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を電子データ(エクセルファイル)で提出すること。

- ①登録者情報
- ②開拓企業及び求人情報
- ③各種アンケート結果の集計

(3) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たっては次の関係法令等を遵守し、公正適正な業務を行うこと。

- ①地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- ②岡山市契約規則
- ③個人情報の保護に関する法律
- ④その他関係法令

(4) 個人情報の取扱い

- ①受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしたりしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- ②受託者は、受託情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。
- ③受託者は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性 3 の情報資産を取り扱う全ての従事者(再委託先等も含む)の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で岡山市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告すること。

10 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

11 その他

- (1) 本業務に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。使用経費の内訳、センターに関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類は、岡山市の求めに応じて随時提出すること。
- (2) 岡山市は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (3) 企画提案書の一部について、より適切な事業運営とし、他の岡山市事業との連携を図るため、岡山市と受託者の双方協議のうえ、変更することができるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、岡山市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (5) 連携市町主催事業に関しての周知等に協力すること。協力内容については隨

時、委託者・受託者双方協議の上決定する。

12 本件に係る問い合わせ先

岡山市 市民協働企画総務課 おかやまぐらし推進室
(電話 086-803-1335)